

「ひき逃げ運転致死事件」の公訴時効撤廃へ

令和元年 7 月 30 日

犯罪被害者家族の会ポエナ

<6 月 22 日 埼玉新聞>

ひき逃げで息子亡くした母親 ネットで「時効撤廃」署名活動

息子助けず逃げた犯人…時効は誰のために

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190622-00010005-saitama-111>

2009 年 9 月 30 日、自転車で帰宅途中だった小関孝徳君がひき逃げ事故により死亡した事件は未解決のまま、間もなく 2 か月後の 9 月 30 日に時効を迎えるという。ご遺族にとって、この「令和」という新たな年を迎えることが、どんなに苦しく無念なことであったか、殺人事件の時効撤廃を訴えてきた私たちに痛いほど理解できることである。

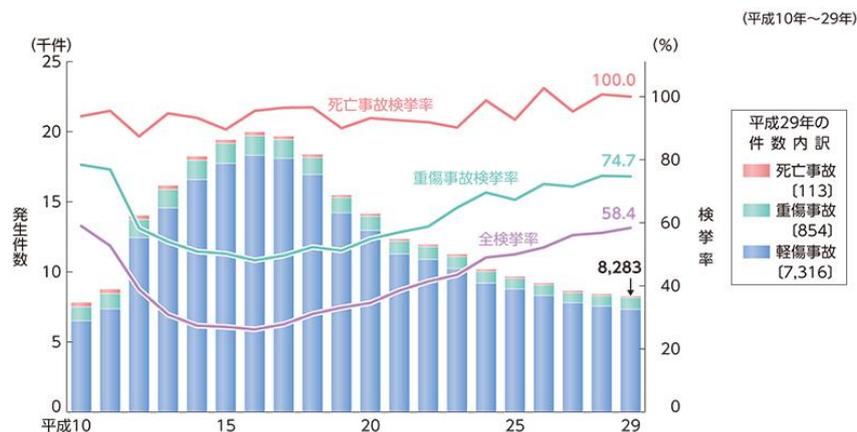
同様にすでに時効を迎え、希望を絶たれ、犯人への怒り、社会への怒りの向け場もなく、さらにご自身までも責め続け、苦しんでいるご遺族も少なくないであろう。

ひき逃げ事件の発生件数と検挙率

昨今、様々な交通事故報道が TV・新聞・インターネット上に取り上げられ、日々詳細に報道されるようになったのは、これまでに無かったことであり、そこにはドライブレコーダーの進化と急速な普及、街頭カメラの急速な設置拡大が寄与していることは明らかである。

ひき逃げ事件(人の死傷を伴う道路上の交通事故に係る救護措置義務違反)の発生件数は平成 17 年から減少し続け、全検挙率も 17 年以降上昇傾向であり、「引き逃げ死亡事件」の検挙に至っては、近年おおむね 90%を超える高水準で推移している。しかしその数字の裏には、「必ず犯人は見つかる」「必ず償ってもらえる」と信じ続け、待ち続けている家族が取り残されていることを忘れてはならない。

4-1-1-3 図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
2 「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月(30日)以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。
4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

(平成 30 年版犯罪白書第 4 編から)

ひき逃げ刑罰（懲役、実刑）と公訴時効

2014年5月、自動車運転死傷処罰法の施行によって、飲酒運転等の悪質・危険な運転により死傷事故を起こした場合に適用する法律が整備され、その処罰がより厳しくなった。新たな法律における危険運転致死傷罪が適用された場合、死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役刑、負傷させた場合には15年以下の懲役刑となる。2017年の「東名高速でのあおり運転事故」では検察から23年の求刑があったように、複数の罪を犯した場合には、最高で30年以下の懲役を科すことができる。

厳罰化されてきたとはいえ、時効においては2001年に危険運転致死傷罪（当時は刑法208条の2）が新設されて以来見直しがされず、現在の最高刑罰との整合性が無いまま放置されている。しかしながら、もともとは犯人が逮捕されることを前提として法改正されてきたものであり、未逮捕の場合、そもそも犯人がどのような状態で運転していたのか知り得ず、被害者を放置し犯人が逃げた時点から新たに殺意が生じることもあり、交通事故のひき逃げが「事後殺意」であることを明記すべきである。

冒頭の小関孝徳君のひき逃げ死亡事件の時効は「自動車過失運転致死罪（当時）」として10年とされているが、「危険運転致死罪」で起訴されるべき事件だったという可能性は否定できない。法務省は直ちに小関君の事件を「危険運転致死罪」の容疑に切り替え、時効を20年に変更すべきである。さらに将来的には最高刑罰に準ずる「時効30年」さらには「公訴時効撤廃」へと決断すべきである。私たちはすでに2014年9月内閣府でのヒアリング「第2次犯罪被害者等基本計画の見直しについて」において、すでにひき逃げ死亡事件の時効撤廃を含む要望書を提出している。（<http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/action/doc/poena20140922b.pdf> 参照）

私たち「犯罪被害者家族の会ポエナ」は1996年に起きた「JR池袋駅 立教大生傷害致死事件」の遺族である小林邦三郎を中心に、殺人事件の公訴時効見直し、公訴時効撤廃を訴えて活動を続けてきた。小林の場合も当初は「傷害致死事件」として時効7年とされていたが、「殺人罪」への切り替えるための活動を続け、ついに時効となるはずの2003年「殺人罪」に改正され、時効は15年に変更された。さらに重大犯罪の厳罰化に伴い、2004年殺人罪（死刑に当たる罪）の時効が15年から25年に改正され、ついに2010年、殺人事件の時効は撤廃された。

殺人事件であろうが引き逃げ死亡事件であろうが、犯罪者の「逃げ得」は決して許されないことであり、このような悪質・凶悪な犯人を逮捕することは国の重大な責務である。「犯人逮捕」は被害者遺族の最大の願いであり、被害者の無念に対して償わせることが遺族への救済でもある。そして「時効は無い」「逃げられない」ことを徹底することによって、悲惨な交通事故を防ぎ、様々な年代で安全運転の向上に資するものと信じている。

時効を前にして、心細く不安な日々をお過ごしのご遺族のために、一日も早く犯人が逮捕されますように心より願っております。

※ 文中の時効は全て公訴時効を意味する

<参考> ポエナの時効撤廃に向けた活動の記録

「時効の撤廃も含めた改正の検討に関して」

http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/action/doc/2009_02_02.pdf

「意見書」(平成21年)

http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/action/doc/2009_11_25.pdf

「時効の改正に関する件について」

http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/action/doc/2010_02_23.pdf